

鈴鹿市教育委員会訓令第 2 号

教育委員会事務局
小 中 学 校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程（平成 2 8 年鈴鹿市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
課	事項	決裁 権者	合議	課	事項	決裁 権者	合議
				地 域 協 働 課	<u>（1） 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1 条各号に掲げ る事項</u>	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課
					<u>（2） 公民館運営 審議会の開催</u>	部長	
					<u>（3） 公民館等の</u>	課長	

文 化 振 興 課	(1)・(2) 略	略	略
	(3) 生涯学習事業に関する事務	課長	
	(4) 略	略	

	事業の指導		
	(4) 公民館等の事業報告の受理	課長	
	(5) 公民館等施設の軽微な模様替の承認	課長	
文 化 振 興 課	(1)・(2) 略	略	略
	(3) 生涯学習事業の企画運営	課長	
	(4) 略	略	
文 化 財 課	(1) 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課
	(2) 文化財調査会の開催	部長	
	(3) 発掘調査指導委員会の開催	部長	
	(4) 文化財の調査、保護及び活用計画	課長	
	(5) 文化財保護法等による届出	課長	
	(6) 発掘調査の実施	課長	
	(7) 資料館及び	課長	

[illegible]

<u>1 条各号に掲げ る事項</u>		<u>務課</u>
<u>(2) 図書館協議 会の運営</u>	<u>部長</u>	
<u>(3) 特別整理期 間日の決定</u>	<u>部長</u>	
<u>(4) 配本事業の 運営</u>	<u>課長</u>	
<u>(5) 入館不相当 者の決定</u>	<u>課長</u>	
<u>(6) 購買資料の 選択</u>	<u>課長</u>	
<u>(7) 廃棄資料の 決定</u>	<u>課長</u>	
<u>(8) 貸出しをし ない資料の決定</u>	<u>課長</u>	
<u>(9) 当日限りの 開館時間の変更</u>	<u>課長</u>	
<u>(10) 貸出カード の交付及び資料 の貸出し</u>	<u>課長</u>	
<u>(11) 未返却資料 の督促</u>	<u>課長</u>	
<u>(12) 複写利用の 許可</u>	<u>課長</u>	
<u>(13) 関係団体と の連絡調整</u>	<u>課長</u>	
<u>(14) 著作権許諾 申請の発送</u>	<u>課長</u>	

					(15) <u>館内で行う</u>	<u>課長</u>	
					<u>諸行事の決定</u>		
					(16) <u>寄贈図書の</u>	<u>課長</u>	
					<u>採納</u>		
略	略	略	略		略	略	略

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。